

「申請に対する処分」基準等公開票（条例又は規則）

| | | |
|----------|--|------|
| 許認可等の名称 | 特別利用の許可等 | |
| 根拠条例等・条項 | 堺市立みはら歴史博物館条例第5条第1項 | |
| 所 管 課 | 博物館 みはら歴史博物館 | |
| 審 査 基 準 | <p>(1) 現に資料が展示されていないこと。</p> <p>(2) 著作権がある資料については、著作権者の承認を得ていること。</p> <p>(3) 館長が特別利用をすることを適当と認めること。</p> | |
| 標準処理期間 | 標準処理期間 | 10日間 |
| | 標準処理期間を設定できない理由 | |